

平成19年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：民事訴訟法(配点:100点)

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「大学入試センター法科大学院適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

(民事訴訟法)

第1問

職権調査事項と抗弁事項の違いを、例を挙げて説明しなさい。

(配点：50点)

(民事訴訟法)

第2問

Xは自動車の運転中、Yの運転するオートバイと接触事故を起こし、Yが負傷した。Yから繰り返し治療費等500万円の損害賠償を求められたとして、Xは、Yに対し500万円の不法行為に基づく損害賠償債務の不存在の確認を求める訴えを甲裁判所に提起し、訴訟係属が生じた(以下「本件訴訟」という)。次の各問に答えなさい。

問1 本件訴訟における不法行為の成立要件の証明責任について説明しなさい。

問2 本件訴訟において、Xの請求を棄却する判決が言い渡され、それが確定した。その後、YがXに対して500万円の損害賠償を求める訴えを提起した場合、前訴確定判決は、この後訴に対してどのような影響を及ぼすか。

(配点：50点)